

令和5年度 日本文化紹介イベント助成 募集要項

公益財団法人日本台湾交流協会は、日本文化の紹介による日本と台湾の文化交流促進を目的として、台湾で開催される日本文化紹介を目的とした展示もしくは公演事業に対し、経費の一部を助成します。

なお、本件事業は令和5年度の予算成立を前提としており、予算の成立状況等によっては、採用が無効となる場合もあります。

1. 助成対象となる事業

- (1) 台湾で開催する日本文化紹介のための展示事業
- (2) 台湾で開催する日本文化紹介のための公演事業(演劇・音楽・舞踊・伝統芸能等)

※注意点:

- ① 複数年度にわたらず、単一年度内に実施、終了する事業であること。
- ② 営利活動、宗教活動、政治活動、選挙活動を含むものは対象外。
- ③ 連続採用は原則として3年目までとし、4年目の応募は原則として対象外。

2. 申請資格

以下のいずれかに該当する団体であること。(個人の申請は受け付けません。)

- (1) 日本もしくは台湾の美術館、劇団等の主催者
- (2) 上記1. (1)または(2)の事業を行う日本もしくは台湾の団体

但し、以下のいずれかに該当する場合、申請資格はありません。

- ア. 日本の行政機関等、地方公共団体、独立行政法人及び地方独立行政法人(以下「国等」という)
- イ. 国等の設置する教育・研究機関その他国等に属する団体、施設等(国公立の学校、美術館、博物館等)
- ウ. 台湾の行政機関(教育、研究機関等を除く)
- エ. 日本が拠出している国際機関

3. 助成内容

以下の経費が助成対象となります。

但し、当協会が助成するのは事業全体経費の50%以内を上限とします。

(1) 展示事業

- ① 作家及び専門家の日本・台湾間の往復国際航空賃(エコノミー割引運賃を上限とする)

- ② 作家及び専門家の宿泊費(当協会が定める上限額内の実費額。開催前日から終了日の宿泊を含む6泊以内)
- ③ 図録作成費(デジタルカタログも含む、日本人作家の作品が助成対象のため、日本人作家以外の作品も紹介する図録の場合は、助成対象の割合に応じ、経費の一部を助成する)
- ④ 作品輸送費(ただし作品保険料、カルネ取得料は含まない)

※①については、事前調査経費や準備経費は対象外

※作品製作費、インスタレーション費、作家謝金等は対象外

(2)公演事業

- ① 事業関係者の日本・台湾間の往復国際航空賃(エコノミー割引運賃を上限とする)
- ② 荷物の輸送費(日本国内の出発地と空港間及び台湾到着後の空港と事業実施会場間の輸送、荷物の梱包に係る費用、通関作業で必要な倉庫保管料が対象)

※事前調査経費や準備経費は対象外

※事業の実施とは直接関係のない、事業参加者個人の荷物にかかる費用は対象外

4. 選考方針

以下に該当する場合は、優先度が低くなります。

- (1) 趣味的なサークルで親善を主な目的とする事業。
- (2) 特定のグループ間の交流や姉妹都市間の交流を目的とする事業。
- (3) 観光・研究等の活動を主体とするもの。
- (4) 公募作品により構成される展覧会。

5. 採用にあたっての諸条件

- (1) 事業の開催にあたっては申請団体が一切の責任を負い、安全上等において細心の注意を払い実施すること。
- (2) 営利活動、政治活動、宗教活動、選挙活動その他本事業開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行わないこと。
- (3) 事業の開催にあたっては、公益性と非営利性を目的とし、金品の寄付、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (4) 事業関連資料に必ず当協会名を助成団体として掲載すること。※1
また、ポスター、チラシ等の広報資料及びパンフレット、図録等の配付資料を各2部当協会に提出すること。
- (5) 当協会が指定する項目に関するアンケート調査を事業の参加者に対し行い、その統計結果を事業実施報告書において報告すること。

- (6) 申請書および添付資料に記載した内容に基づいて事業を実施するものとし、やむを得ずこれを変更しようとする場合は速やかに当協会に届け出て事前に承認を得ること。
- (7) 事業終了後一か月以内（3月に開催した場合は1週間以内）に収支決算書を含む事業実施報告書を提出（郵送）すること。その際、当協会が経費助成をした項目については、証拠書類を必ず添付すること。（原証明を付したコピーでも可。航空賃については領収書の他、Eチケット控え及び使用済み往復搭乗券の半券（または航空会社が発行する搭乗証明書）が必要）
- (8) 収支決算において余剰金が発生する場合にはこれを社会的信頼のおける慈善団体もしくは慈善事業に寄付するか、次回開催する非営利目的事業に積み立て、また、不足金が生じた場合には申請団体にて負担すること。
- (9) 助成金の受給や使用に関して不正行為があったときは、助成金の交付取消や返還命令（含む加算金）に従うこと。（「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）参照）

※1 当協会のロゴマークや日台友情のロゴマーク及びキービジュアルについても関連資料に掲載してください。ロゴマーク2種類の掲載は必須、キービジュアルの掲載は推奨とします。これらのデータは、採用後に提供します。

- ・ 日本台湾交流協会ロゴマーク <https://www.koryu.or.jp/about/introduction/logo/>
- ・ 日台友情ロゴマーク <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/>（日台友情 LOGO）
- ・ キービジュアル <https://www.koryu.or.jp/friendship/logo/>（日台友情 KEY VISUAL）

※2 問題行為のあった申請者には、その後の一定期間の申請資格停止等の措置をとる他、場合によっては刑事罰が課されます。

6. 助成金の交付方法

採用時に助成上限額を通知します。

事業実施後、採用団体が提出する事業実施報告書（収支報告を含む）による確定検査の後、最終的な助成額を確定し、同確定額を採用団体名義の銀行口座に振り込みます。

7. 申請方法

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、その他の必要書類（申請用紙に記載）とともに以下の申請・問い合わせ先のいずれか1か所に電子メールにてお申し込みください。

申請書類のうち、当協会の指定フォームがないものについては、できる限りまとめてPDF化等をし、なおかつファイル容量をなるべく小さくしてください。（10MBを超えるメールは受信できません。）

- ・ 申請書類の添付の順番は、申請書兼誓約書に記載の順でお願いします。
- ・ メールのはじめの件名は、「【日本文化紹介イベント助成申請】申請対象となる事業名」としてください（長い事業名は省略可）。

・提出された申請書及び添付資料は返却しません。

8. 申請期間

第1回目 : 2022年12月1日(木)～2023年2月10日(金) 必着
(2023年4月～翌3月10日までに実施・終了する事業)

第2回目 : 2023年7月3日(月)～7月31日(月) 必着
(2023年10月～翌3月10日までに実施・終了する事業)

※第1回目の申請で不採用となった事業は、第2回目に再申請することはできません。

※諸事情により、第2回目の募集を中止する場合があります。第2回目に募集する方は、申請前に当協会のウェブサイトを確認ください。

9. 申請先・問合せ先・報告書送付先

(1) 台北事務所管轄地域での開催事業 ※1

公益財団法人日本台湾交流協会台北事務所
広報文化部 日本文化紹介イベント助成担当者あて
〒10547
台湾台北市慶城街28號 通泰商業大樓
E-mail: info-k1#tp.koryu.or.jp ※3
TEL02(2713)8000

(2) 高雄事務所管轄地域での開催事業 ※2

公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所
文化室 日本文化紹介イベント助成担当者あて
〒802562
台湾高雄市苓雅区和平一路 87 号9階
E-mail: bunka-k1#ka.koryu.or.jp ※3
TEL07(771)4008

※1 台北市、新北市、基隆市、桃園市、新竹市、新竹県、宜蘭県、苗栗県、台中市、花蓮県、彰化県、南投県、金門県、連江県

※2 高雄市、台南市、屏東県、台東県、嘉義県、嘉義市、雲林県、澎湖県
日本台湾交流協会高雄事務所

※3 スпамメール防止のため@を#に変えて表記しています。

次ページの注意事項も必ずご一読ください。

申請にあたっての注意事項

本件事業にご申請いただく前に、以下の注意事項についても必ずご一読ください。事業にご申請いただいた場合は、すべての注意事項にご了解いただき、また遵守いただけるものと理解いたします。

1. 事業に関する情報の公開

採用された場合、申請者・団体の名称、事業の概要等の情報は、日本台湾交流協会の事業実施報告書、ウェブサイト等において公表されます。

2. 個人情報の取り扱い

公益財団法人日本台湾交流協会(以下、「当協会」という)は、申請者・団体から取得する個人情報の重要性を認識し、以下の事項に準拠し、細心の注意をもって管理を行い、適切な取り扱い及び保護に努めます。

また、本件事業に申請いただいた場合には、個人情報に関する当協会の取扱いをご了解いただいたものと理解いたします。

(1)個人情報の取得と利用について

当協会は、申請案件の採否を判断する目的のために申請案件に係る個人情報を取得しています。この目的以外に当該個人情報を利用することはありません。

(2)個人情報の第三者提供について

当協会は、以下の場合を除き、取得した個人情報を第三者に提供することはありません。

- ①法令に基づく場合。
- ②申請者・団体の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合。

(3)個人情報の管理について

当協会が取得した個人情報は、当協会内において厳重に管理し、不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩などの個人情報に関するリスクに対して予防措置及び是正を含むセキュリティ対策を講じております。

採否審査作業の終了に伴い、当協会に登録する場合を除いて当協会の管理責任の元で適切に廃棄・消去いたします。

3. 新型コロナウイルス感染症への対応

日本台湾交流協会は、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、関係当局が発する規制や指示等を踏まえ、交付決定を行った後であっても、やむを得ず、採用の撤回や決定内容の変更もしくは事業の実施に一定の条件を付す場合がありますことをあらかじめご了承ください。

4. 海外での事業実施上の安全確保について

(1) 台湾での事業の実施にあたっては、関係者の安全な海外渡航・滞在のために、外務省海外安全ホームページから現地の安全情報を入手・確認してください。

※ 外務省海外安全ホームページ：<https://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

(2) 台湾に渡航する際は「たびレジ」に登録し、海外におけるより一層の安全確保に努めてください。

※ 「たびレジ」：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>